平成２５年（フ）第６９２号
福岡県太宰府市朱雀２丁目５番41―102号
債務者　蟻川　嘉親
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７０１号
福岡県筑紫野市二日市西３丁目６番６―306号
債務者　徳永　里枝
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７２７号
福岡市博多区那珂１丁目43番18号
債務者　浦　セツ子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７２９号
福岡市東区香住ヶ丘３丁目13番17号
債務者　堀内　和子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７３８号
福岡市博多区博多駅南４丁目７番５―203号
債務者　小林　　彰
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８号
福岡県うきは市吉井町清瀬422番地２
債務者　合原　政光
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５９号
福岡県うきは市吉井町清瀬422番地２
債務者　合原キリ子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８７号
福岡県久留米市善導寺町与田60番地１　餅栗住宅２棟202号
債務者　土谷ひとみ
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４２号
佐賀県神埼市千代田町下西735番地１　リジェール３号館103
債務者　土井　勝幸
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
佐賀県鳥栖市本町２丁目88番地１　小林ビル207
債務者　西岡　正男
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目42番地　リビングタウン弥生が丘Ｂ205
債務者　坂田　雅彦
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
佐賀県佐賀市若宮３丁目４番1243号
債務者　小野　義久
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
佐賀県佐賀市若宮３丁目４番1243号
債務者　小野はぎ子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
鹿児島県霧島市牧園町持松2195番地９
債務者　厚地　純子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
山梨県甲州市塩山上於曽1276番地２
債務者　田邉　美一
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
山梨県甲州市塩山上於曽1276番地２
債務者　田邉　時子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
山梨県韮崎市円野町上円井2948番地
債務者　伊藤　清美
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係